

森林施業プランナー認定取得ルート一覧

プランナー志望者

基本の流れ



9月7日(日)

一次試験
(筆記)



12~1月頃

二次試験
(面接)



森林施業プランナー認定

研修認定制度による流れ

1月末まで

協会認定一次研修受講

今回募集するもの

平成27年3月1日(日)

特別一次試験(筆記)

<次年度以降>

12月末まで

協会認定二次研修受講

9~12月(個別調整)

特別二次試験(面接)

実践体制基礎評価
認定事業体に所属し、
プランナー業務に
従事している者

実績確認

- ※ 記載した日程は平成26年度のものであります。
- ※ 協会認定一次研修受講者が、9月の一次試験を受験することは可能です。仮に一次試験に不合格の場合、改めて3月の特別一次試験を受験できます。(受験料は都度支払う必要があります)
- ※ 昨年度に協会認定一次研修を修了した者は、自都道府県において特別一次試験が行われる場合に限り、特別一次試験を受験できることとします(協会認定二次研修および特別二次試験についても同様)。ただし、経過措置として25年度は受験可とした、24年度以前の研修修了者は不可とします。
- ※ 特別一次試験は3月に実施されるため、特別一次試験の合格者は次年度以降の二次試験または特別二次試験を受験することになります。
- ※ 平成26年度は、上記ルートに加えて、一次試験(特別一次試験)合格者のうち、やむを得ない理由により集約化実績を積むことが困難な方向けに、集約化実績に代わる研修会を受講し、研修終了後に実施する試験に合格することで、プランナー認定を取得できる特別ルートを措置しました。平成27年度の当該研修の実施は未定ですが、実施する場合には合格者宛てにご連絡します。
- ※ 記載したものの以外に林業大学校等の所属学生に対して、特別一次試験の受験資格を付与します。